

高知市立学校長 様

高知市教育委員会
学 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症のステージ変更に係る
高知市立学校の対応について（通知）

うえのことについて、高知県教育委員会事務局保健体育課長、高等学校課長及び特別支援教育課長から別添のとおり連絡がありました。

つきましては、本市においても、下記のとおり各学校における教育活動を高知県教育委員会の対応に準じることとしますので、貴職所属教職員に周知くださるとともに、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」に基づき、適切に対応くださいますようお願いいたします。

記

1 出席停止基準

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	<u>学校保健安全法</u> <u>第19条の規定に</u> <u>基づく出席停止</u>	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・(国のレベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
------------------------------	---	--

- 2 各教科等 衛生管理マニュアルP.54～「第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について【レベル3地域】」
- 3 食 事 衛生管理マニュアルP.59～「3. 給食等の食事をとる場面」
- 4 施 設 衛生管理マニュアルP.75～77「第6章 寮や寄宿舎における感染症対策」
- 5 部 活 動 **別紙3**「**別紙3**」県新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方【一部制限I】
- 6 備 考 多数の人が集まる公共の場所や公共交通機関を利用する際にも、マナーとしてマスクの着用を心掛けるよう児童生徒等や教職員に再度徹底をお願いします。

3高保体第238号
令和3年5月24日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局
保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症のステージ変更に係る対応について（依頼）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に依頼しましたのでお知らせします。

つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【担当】高知県教育委員会事務局	
保健体育課 出席停止基準等について	北村、山中、廣田（TEL:088-821-4928）
運動部活動等について	中内、田邊、池田（TEL:088-821-4900）
高等学校課	岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（TEL:088-821-4741）

写

3高保体第238号
令和3年5月24日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症のステージ変更に係る対応について（依頼）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

本日、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが「特別警戒（赤）」に引き上げられました。

つきましては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等により、下記の対応をお願いします。

記

1 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」に基づく対応について

（1）出席停止基準について

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	<u>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</u>	<ul style="list-style-type: none">・感染が判明した者・感染者の濃厚接触者に特定された者・発熱等の風邪症状がみられる者・<u>（国のレベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者</u>
------------------------------	-------------------------------	--

※国のレベル2・3は、県の「特別警戒」に相当します。「特別警戒」となったことにより、感染拡大を防ぐため、同居の家族の健康状態によっても登校を控えることとなります。この対応についてはご家庭の協力が必要ですので、保護者の理解と協力が得られるよう、家庭への連絡も併せてお願いします。

（2）各教科等について

各教科等の活動については、衛生管理マニュアル（P54～）に示されている【レベル3地域】に準じた取組（別紙1）に基づいた対応をお願いします。

（3）食事における注意点について

衛生管理マニュアル（P59～）に示されている対応をお願いします。

(4) 寮、寄宿舎における対応について

衛生管理マニュアル (P75～)に示されている対策 (別紙2)に基づいた対応をお願いします。

2 県教育委員会の定める対応について

(1) 部活動について

令和3年2月12日付け2高保体第1033号通知による「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方」(別紙3)の「特別警戒」での対応とします。

(2) 学校外での感染症対策の徹底について

多数の人が集まる公共の場所や公共交通機関を利用する際にも、マナーとしてマスクの着用を心掛けるよう児童生徒等や教職員に再度徹底をお願いします。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課	出席停止基準等について	北村、山中、廣田 (TEL:088-821-4928)
	運動部活動等について	中内、田邊、池田 (TEL:088-821-4900)
高等学校課		岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課		濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

第 3 章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P54）

【レベル 3 地域】

下記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

第 6 章 寮や寄宿舎における感染症対策

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P75～77）

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

1 居室における感染症対策

- ・居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・居室を 2 人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

2 共用スペースにおける感染対策（基本的な考え方）

- ・飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
- ・換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
- ・施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。
- ・地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。

（1）食堂

- ・食堂の使用前後に手洗いを行う。
- ・食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・大声での会話を控えるように指導する。
- ・ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。
 - ①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと
 - ②マスクを着用すること
 - ③料理のそばでは会話を控えること

- ・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

(2) 浴室

- ・脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はない。
- ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

(3) トイレ

- ・使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用としない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

(4) その他

- ・その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにする。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる。
- ・清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。

3 その他の平時の対策

- ・管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・発熱や体調不良があるものは居室内(可能なら個室)に隔離する。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合※、「4. 新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行う。
※発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの(「疑い例」という。)であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、学校医や保健所に相談してください。
→直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある
- ・発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。
- ・手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上(入手困難な場合は60%以上)を使用する。

- ・物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う。

4 新型コロナウイルス感染症疑い例 ※が発生した時の対応

疑い例が寮、寄宿舎内で発生した場合、「3. その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行う。

- ・濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1 m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。

※ 発熱や体調不良があり、さらに該当生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの（「疑い例」という。）であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、学校医や保健所に相談してください。

- ・直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある。
- ・居住地（寮の所在地を含む）において新型コロナウイルス感染症の市中感染により、多くの患者が報告されている状況にある。

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方
～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

高知県のステージ	対外試合等（欄外を参照）	日常的な活動	
非常事態		★禁止	・学校や公共施設での活動は 不可とする ・各自が自宅で自主練習とする
全ての県立学校	・高知県のステージが「非常事態」「特別警戒」にある時	☆一部制限Ⅰ （感染状況により活動を禁止する場合がある）	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない
特別警戒	県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する	・平日 1 時間程度まで ・休日 2 時間程度まで （休日の活動は土日のどちらかとする）	
警戒	・高知県のステージが「警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する	☆一部制限Ⅱ ・平日 2 時間程度まで ・休日 3 時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
注意	・高知県のステージが「注意」「感染観察」にある時	☆通常 ・平日 2 時間程度まで ・休日 3 時間程度まで ・平日 3 時間まで（校長の許可） ・休日 4 時間まで（校長の許可）	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染防止対策について、 顧問はより一層の注意を払うこととする
感染観察	県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない		






◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底 
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保 
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける 
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

- * 高知県のステージが変更になる場合は、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定される。
- * 原則として上表のとおりとするが、各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断するため、高知県のステージと日常的な活動のレベルとが一致しない場合がある。
（例：A 保健所管内が特別警戒ステージ相当のため、部活動は一部制限Ⅰとするが、B 保健所管内は警戒ステージ相当であるため、部活動は一部制限Ⅱとするような場合があること。）
- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させること。
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についても健康状態を確認するため、日常的な活動は1週間程度の停止期間を設けること。
ただし、公式戦等出場に関しては、関係団体と協議し別途示すこととする。
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる。
（例：学校が日常的な活動において警戒ステージ（一部制限Ⅱ）であっても、在籍生徒が感染拡大地域から多く通学している場合などは、特別警戒ステージ（一部制限Ⅰ）での対応とすることができる。）

〈高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：参加しない。
- ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。
- ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。

〈県内での練習試合の取扱いについて〉

- ①高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県内での練習試合は禁止する。
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること。

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず、県外の感染状況により慎重に検討すること。
- ②高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県外との練習試合は禁止する。
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する。

高知市保健所	幡毛福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、**各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等**が示す方針や通知を踏まえ対応する。